

# 築上町産後ケア事業のご利用について



産後の悩み・不安を  
ひとりで抱えないで

夜泣きで  
クタクタ！  
少し休みたい。



産後、サポート  
してくれる人  
がいない

この子に  
母乳の量  
足りてる？

出産後のお母さんが少しでも安心して子育てができるように、産後の体調管理と育児をサポートする「産後ケア事業」を行います。

産後ケア事業では、施設への宿泊やご自宅への訪問で心と体のケアをサポートします

利用できる方

築上町に住民票がある、出産後1年未満のお母さんとお子さんで、下記のいずれかに該当する方。  
 (1) 家族等から家事・育児等の援助が受けられない  
 (2) 産後の体調または育児に不安がある  
 ※母子ともに感染症状のない方、医療行為が必要ない方

サービスの内容

- 健康管理および乳房のケア
- 育児相談や指導
- 体重測定、発育や発達のアドバイス
- 沐浴方法やスキンケアのアドバイス 等



## 宿泊型（ショートステイ型）

利用料	一般世帯 5,000円 減免世帯 0円
利用時間	1泊2日(午前10時～翌日10時) 3食+おやつ(翌日朝食含む)
利用日数	通算して最大7日まで(6泊7日)

利用できる施設

- 内田産婦人科医院(行橋市)
- しんもと産婦人科(行橋市)
- 立野レディースクリニック(行橋市)

## 居宅訪問型（アウトリーチ型）

利用料	一般世帯 1,000円 減免世帯 0円
利用時間	1回2～3時間程度(9時～17時)
利用日数	通算して最大5日まで

利用できる施設

- 内田産婦人科医院 (行橋市)
- しんもと産婦人科 (行橋市)
- 麻の葉助産院 (行橋市)
- 産前・産後サポート りふれ(苅田町)
- mama はぐ(ままはぐ) 助産院(北九州市)

※利用料は、直接事業所にお支払いください。  
 ※宿泊型への交通費は、実費です。

お申込み・お問い合わせは  
裏面をご覧ください

## 利用の方法

### 利用申込

- ・利用を希望する場合は、町役場 子育て健康支援課の窓口へ申請書を提出してください。妊娠32週から申請できます。

#### 申請時に必要なもの

- ① 産後ケア事業利用申請書、同意書  
用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。
- ② 母子健康手帳
- ③ 印鑑
- ④ 当該年度の世帯の町民税課税証明書  
(4~5月に申請する場合は、前年度分)

※1年以内に築上町に転入された方はお問い合わせください。

※生活保護世帯に該当する方は、保護受給証明書をお持ちください。



### 利用の決定

- ・申請の結果、利用の決定について、ご自宅に通知書が届きます。
- ・利用施設と日時、持参(準備)するもの、注意事項などを確認してください。ご利用に際して不安なことや相談したいことがあれば施設のスタッフへお伝えください。

※要件が確認できないなどにより、サービスが利用できない場合があります。

### 産後ケア利用

#### 利用時に準備するもの

- サービスを利用します。利用料は利用施設に直接お支払いください。

- ①産後ケア事業利用決定通知書
- ②母子健康手帳
- ③健康保険証(母と子)
- ④築上町子ども医療証
- ⑤その他、利用施設から案内があったもの



【注意事項】 ○キャンセルや変更は、早めに利用施設に連絡してください。キャンセル料金については、利用施設にご確認ください。

○利用中は施設のルール、指示をお守りください。

産後ケア事業の手続きや子育てのご相談など、お気軽にご連絡ください

築上町役場 子育て・健康支援課 健康づくり係  
(築上町子育て世代包括支援センター※築上町役場内)

住所 築上町大字椎田891番地2

電話 0930-56-0300 (内線 148、149)

FAX 0930-56-0334

